

衛指第 831 号
令和 6 年 5 月 8 日
(2024 年)

給食を扱う事業者の皆様

金沢市長 村山 卓
(公印省略)

給食施設における衛生管理の徹底について (依頼)

平素より、食品衛生の確保にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
今年度に入り、市内では食中毒事件が頻発し、学生寮での病原大腸菌食中毒 (患者数 29 名) や複数の老人福祉施設を跨ぐウエルシュ菌食中毒 (患者数 62 名) など、大規模な事件も発生いたしました。

細菌性食中毒の予防には、食中毒予防の 3 原則「つけない」「増やさない」「やっつける」を遵守することが基本です。
施設の規模にかかわらず、「大量調理施設衛生管理マニュアル(平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号別添)に基づき、貴施設における衛生管理が適切に実施されているかどうか、今一度責任者の方がご確認くださいませようお願いします。

(参考)

○大量調理施設衛生管理マニュアル

(平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号別添)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000168026.pdf>



担当

金沢市保健所衛生指導課 食品衛生係

Tel 076-234-5112

Fax 076-220-2518

E-mail eishi-s@city.kanazawa.lg.jp